Ⅱ．現状と課題

1　文化行政を巡る環境

（1）社会情勢

①　経　済

低迷が長く続いた我が国の経済は、緩やかな回復に向かい持ち直していくと見込まれています（平成２２年１月閣議決定「平成２２年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より）が、実質国内総生産（※1）のマイナス成長や雇用状況の悪化は続いており、国民の所得や生活に対する不安感は依然として大きい状況です。人々の生活の潤いは著しく損なわれ、余暇や余裕時間を趣味などに充てることができる人々も減少しています。

また、経済の低迷は税収の低下を招き、全国の地方公共団体では、施策や事務事業の見直しや効率化が求められています。

本市においても、福祉に要する経費の増加に対し、政策的な経費は年々減少している状況であり、より一層の選択と集中による適正な事業計画と実施が求められています。

②　家　庭

少子高齢化による総人口の減少と、文化芸術活動の担い手となる若者の減少、核家族化、共働き夫婦の増加による家庭の形態の変化は、文化行政を取り巻く環境にも影響を与えています。親の代から子どもの代、孫の代へと世代に渡り伝え守られてきた芸能などは、継承者が少なくなりつつあります。

③　教　育

平成１８年に「教育基本法」が約６０年ぶりに改正され、今後の教育のあるべき姿、目指すべき理念がより具体的に規定されました。この改正を踏まえて、「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法が平成２０年に改正されました。文化行政に大きく関わる事項としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正による“スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化”が挙げられ、このことにより、これまで教育委員会の職務権限であったスポーツ（学校体育に関する体育事務を除く）や文化（文化財の保護に関する事務を除く）の事務を地域づくりの観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより首長が管理・執行することができるようになりました。この改正により本市では、平成２２年４月に文化とスポーツを担当する文化スポーツ部が誕生しました。

一方、学校教育においては、平成１４年度から完全学校週５日制が実施され、ゆとりの中で生きる力を育むことを重視し、“総合的な学習の時間（※2）”が導入されましたが、授業時数の減少等の問題が指摘される中、平成２０年３月に告示された新学習指導要領では、授業時数や内容が増やされています。本市の小学校等においても、これまで総合的な学習の時間を、芸術の鑑賞や郷土に関する学習等に活用していましたが、この時間が減少すると子どもたちが文化芸術に触れる機会についても影響を受けると考えられます。

④　行政と市民の関係

従来、市民の生活に関わり個人の力のみでは解決することが難しい事柄（公共）は、もっぱら行政により担われてきましたが、厳しい財政状況や限られた資源のもとで、すべてを行政だけで対応することが困難になっています。

一方で、地域の課題を意欲的に解決しようとする自治会等の地域活動を行う組織、ＮＰＯ（※3）法人、ボランティアなど、市民の力が高まっています。

このような状況の中、「本市とかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組」である「協働」の動きが強まっています。

⑤　グローバリゼーション

交通機関の発達による国境を越えた人々の移動や政治経済分野における国家間の緊密化、インターネットの普及などにより、さまざまな事柄が地球規模に拡大する“グローバリゼーション”が進んでいます。

文化の交流は、それぞれの文化に深さや広さをもたらすものであり、その結果として現在の多様な文化の発展がある一方、政治的・経済的・文化的な境界線、障壁がなくなることで、社会のさまざまな営みが同質化されることが懸念されています。

（２）文化芸術振興に係る国の動向

平成１３年１１月、文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

また、平成１４年１２月に策定された国の第１次基本方針について、策定後の諸情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、平成１９年に第２次基本方針が閣議決定されました。

この第２次基本方針に基づき、文化庁では“文化芸術立国（※4）”を目指して文化芸術の振興に取り組んでいるところです。

（３）本市の特色

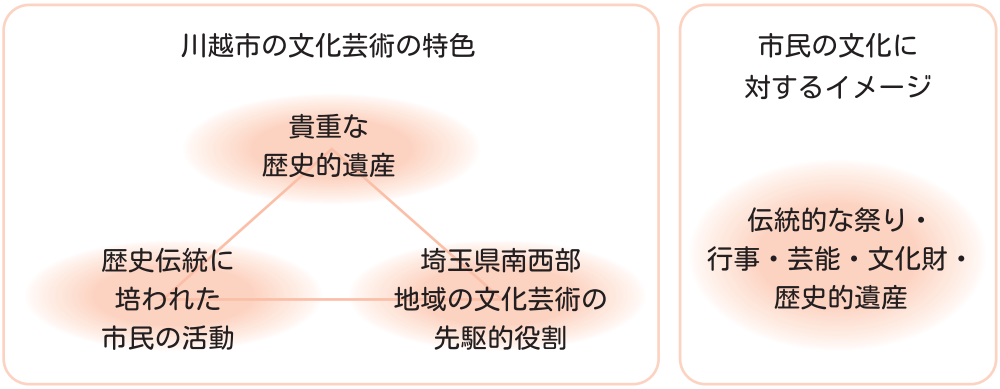

①　先人が築き、現在に残されている貴重な歴史的遺産

武蔵野の広大な台地や入間川や荒川のもたらす豊かな風土のもと、川越では縄文・弥生の時代に人々が居住して以来、先人たちによりさまざまな文化が築かれてきました。

平安時代末期には河越氏が現在の上戸小学校付近に居館を構えました。室町時代には扇谷上杉氏の命により、現在の初雁公園付近に河越城が築城され、このことが城下町としての礎となりました。

江戸時代に始まった新河岸川舟運は、物資の集散地としての繁栄と江戸の文化を川越にもたらします。明治２６年の川越大火でまちの３分の１を焼失すると、川越商人は持ち前の財力で江戸の様式を取り入れた土蔵造りの店蔵を建て連ねました。

川越城本丸御殿や蔵造りの町並みは現在に至るまで保存・活用され、本市の大きな魅力となっています。

②　歴史と伝統に培われた活発な市民の活動

江戸文化を色濃く残す川越まつり（※５）をはじめ、市民が協力して開催する文化的活動もさまざまな形で展開されてきました。

歴史と伝統に培われた本市では、活発な市民の活動を生み出してきました。近年においても、小江戸川越春まつり（※６）や川越百万灯夏まつり（※７）、川越産業博覧会（※８）など、新たな祭りや催しなどが行われています。そこでは音楽演奏やダンスパフォーマンスの披露や茶席が設けられるなど、市内外に向け、川越独自の文化を発信しています。

市民の文化芸術に関する意識の高さは、戦後間もない昭和２０年代に川越市文化団体連合会、川越美術協会を発足させました。

現在、市民団体が主催している美術展は、全国に出品を呼び掛けて開催しています。また、国内で高い評価を得ている吹奏楽団や、国外へも目を向けて活動している合唱団があります。

歴史と伝統に培われた市民活動が、現在も広がりを見せながら脈々と受け継がれています。

③　埼玉県南西部地域の文化芸術の先駆的役割

本市では、昭和２４年に第１回市民文化祭が教育委員会と川越市文化団体連絡協議会（現在の川越市文化団体連合会）との共催で、また、昭和２７年には川越市美術展が教育委員会と川越美術連合会（現在の川越美術協会）との共催でスタートするなど、他市に先駆けて文化芸術活動が行われてきました。当時は主に公民館を会場としていて、市民の文化芸術の成果を本格的に発表する施設が不足していました。昭和３０年代になると市民の中から新しい施設の建設要望が高まり、この要望を受け、昭和３９年に県内で初めての市民会館を建設しました。更に、昭和５０年代になると市民文化祭も約２０種目にわたって開かれるようになり、市民の参加も１万人を超えるようになりました。このような状況の中、市民会館大ホールだけでは市民の要望に応えきれず、昭和６３年に西文化会館、平成４年にやまぶき会館、平成６年に南文化会館を整備してきました。また、時期を同じくして美術振興のために美術館建設の陳情が始まり、平成１４年には県内２館目となる市立美術館を開館しました。このように本市では、周辺の自治体に先駆けて文化施設を整備し、市民はもとより、広く発表や鑑賞の機会を確保してきました。

④　市民の文化のイメージは「伝統」と「文化財・歴史的遺産」

本計画の策定に先立ち、平成２０年７月に市内にお住まいの１６歳以上の方３，０００人を対象に「文化芸術に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」とします。）を実施しました。この市民アンケートの中で、「川越の文化」という言葉に対するイメージを伺ったところ、７割以上の方が、「伝統的な祭り・行事・芸能」または「文化財・歴史的遺産の保存・活用」と答えています。このように市民は、文化に対して歴史的なイメージをとても強く持っています。（資料１）

（資料１）　市民アンケート結果「‘川越の文化’という言葉のイメージ」

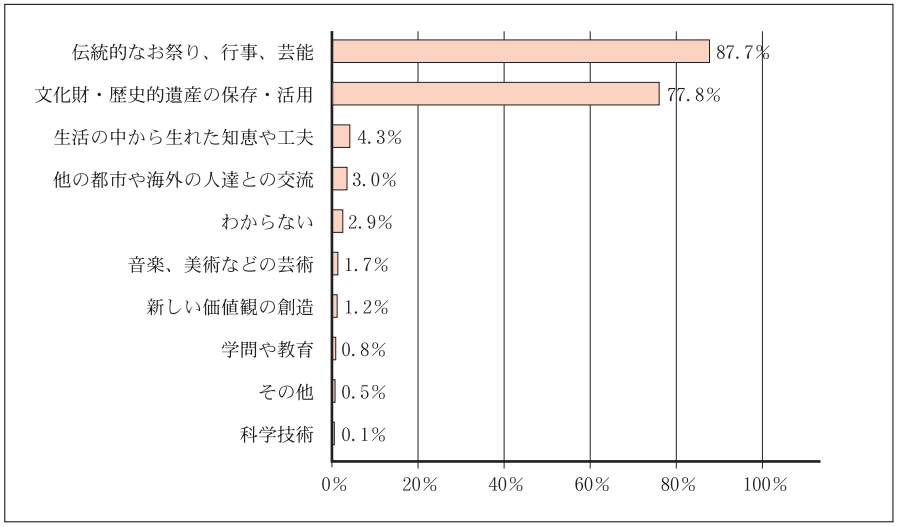

※１　実質国内総生産：国内総生産は、付加価値（国内で新しく生み出された商品やサービス）の合計。消費金額に一致していて、構成要素中の個人消費は、国内総生産の約６０％を占めています。残りの約４０％である「投資」は、買ってもすぐには消費されないものをいい、証券投資のことではなく、企業による設備投資や個人の住宅投資などをさします。（実質：物価変動による影響を取り除いたもの。）

※２　総合的な学習の時間：自ら学び、考える力や学び方、ものの考え方などを身に付けさせ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができることを目的に、各学校が創意工夫をして学校ごとに教える内容を決めて行う授業のことです。

※３　ＮＰＯ［Non Profit Organization］：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになります。さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

※４　文化芸術立国：第２次基本方針で、“今後一層文化芸術を振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力（文化芸術の持つ、人を引き付ける魅力や社会に与える影響力）により世界から評価される国”＝“文化芸術立国”を目指すことが必要であるとしています。

※５　川越まつり：川越まつりは、江戸「天下祭」の様式や風流を今に伝える貴重な都市型祭礼として３６０年の時代を超えて守り、川越独特の特色を加えながら発展してきました。平成１７年、「川越氷川祭の山車行事」として国指定重要無形民俗文化財となっています。

※６　小江戸川越春まつり：毎年３月下旬から５月上旬まで、市街地等各地で行われる催しものを総称して、小江戸川越春まつりとして開催しています。

※７　川越百万灯夏まつり：毎年７月下旬に、「市民まつり」としてパレード、踊りやダンスの披露、地元商店街のイベントなどが行われます。

※８　川越産業博覧会：毎年１０月下旬、市内の産業経済全般にわたる関係団体の参加による祭典を開催しています。